

## 特別養護老人ホーム白寿荘東 利用料金表

## 1. 介護保険給付サービスの対象となる利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象である場合は、その認定に基づいた負担額になります。

## (1) 施設サービス費（1日あたり）

要介護度	基本単位数
要介護1	557単位
要介護2	625単位
要介護3	695単位
要介護4	763単位
要介護5	829単位

## (2) 加 算（1日あたり） ※利用されている方の状態・状況により加算をいただきます。

加算の種類	単 位	加算の種類	単 位
常勤医師配置加算	25単位	経口移行加算	28単位
個別機能訓練加算	12単位	経口維持加算Ⅰ	400単位
栄養マネジメント加算	14単位	経口維持加算Ⅱ	100単位
看護体制加算Ⅰ□	4単位	退所前訪問相談援助加算	460単位
看護体制加算Ⅱ□	8単位	退所後訪問相談援助加算	460単位
日常生活継続支援加算Ⅰ	36単位	退所時相談援助加算	400単位
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	退所前連携加算	500単位
口腔衛生管理加算	90単位/月	排せつ支援加算	100単位/月
初期加算	30単位	褥創マネジメント加算	10単位/月
低栄養リスク改善加算	300単位/月	入院・外泊時費用加算	246単位
再入所時栄養連携加算	400単位	在宅サービスを利用したときの費用	560単位
療養食加算	6単位/食		
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間		650単位
	深夜の場合		1,300単位
看取り介護加算Ⅱ	死亡日 30日前～4日前		144単位
	死亡日 前日・前々日		780単位
	死亡日		1,580単位
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数（基本単位数＋各種加算・減算）×3.3%		

※ 介護職員処遇改善加算Ⅲは施設サービス費や加算の変更、一時的に加わる加算等により料金が個々に変わります。

※ 1単位あたりの金額は10.14円となります。

※ 所得に応じて、介護保険給付サービス負担額の1割または2割が負担となります。

## 2. 介護保険給付とならないサービスと利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。ただし、利用者負担段階（介護保険負担限度額認定証に基づく）により、居住費・食費の料金が変わります。

### ※利用者負担段階

第1段階	・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方

### (1) 居住費

区分	通常 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階
多床室	850円	0円	370円	370円

### (2) 食費

区分	通常 (第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階
食事の提供費用	1,540円	300円	390円	650円

### (3) その他の費用

項目	内 容
理美容代	巻理容組合出張理髪サービス…2,800円 移動美容車（カットパラダ）…2,060円（パーマ・カラーは別料金）
特別な食事代	栄養士の作成した献立以外の食事を希望される場合は、それに要した費用の実費をいただきます。
健康管理費	医療費・薬代・インフルエンザ予防接種等、入所者の健康管理に関わる費用の実費をいただきます。
日用品費	日常生活において利用者が負担する事が適当と認められるものは、費用の実費をいただきます。